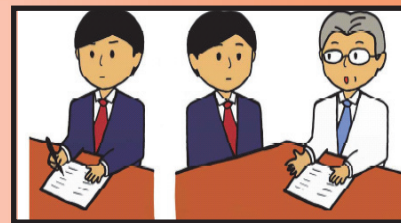




平成28年度 全国労働衛生週間

本週間 / 10月1日～10月7日

≪ 準備期間 / 9月1日～9月30日 ≫



ストレスチェックの実施

≪スローガン≫

健康職場 つくる まもるは みんなが主役

第12次労働災害防止推進計画の目標 ≪労働衛生関係≫

- メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を **80%以上**
- 週労働時間 60 時間以上の雇用者割合(平成23年比)を **30%以上減少**
- 化学物質のリスクアセスメント等に取り組んでいる事業場の割合を **80%以上**
- 社会福祉施設の腰痛を含む死傷者数を **10%以上減少**
- 5 年間合計の熱中症による死傷者数を **20%以上減少**

全国労働衛生週間は、昭和 25 年に第 1 回が実施されて以来、本年度で 67 回を迎えます。この間、本週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康保持増進等に大きな役割を果たしてきたところです。

本県における業務上疾病による被災者数は前年から増加して 129 人となり、今なお多くの方が罹患されております。一方、定期健康診断の結果、何らかの所見を有する労働者の割合は高水準で推移しており、平成 27 年は 52.6%に上っています。

また、本県における平成 27 年の自殺者数は、厚生労働省「人口動態統計」において、平成 24 年以降 300 人を下回っておりますが、他県と比較し自殺死亡率(厚生労働省「平成 27 年人口動態統計月報年数(概数)」において、宮崎県の自殺死亡率 23.2、全国順位 3 位)は依然として高いこと等から、職場におけるメンタルヘルス対策の取組は依然として重要な課題となっています。さらに、化学物質による疾病は溶剤、薬品等による薬傷・やけど等が多く、また、特定化学物質障害予防規則等の対象となっていない化学物質を原因とするがんなどの遅発性の疾病による労災事案の発生等の新たな問題も生じています。このような状況を踏まえ、平成 26 年 6 月に公布された改正労働安全衛生法により、①ストレスチェック制度の創設によるメンタルヘルス対策のより一層の充実、②表示義務の対象となる化学物質の範囲の拡大と、一定の危険・有害な化学物質に対するリスクアセスメントの実施による化学物質管理、③職場における受動喫煙防止対策等を推進し、業務上疾病の発生を未然防止するための仕組みを充実させ、その確実な履行が必要です。

腰痛防止対策



スライディングシート

ラベルでアクション



化学物質情報、災害事例、労働災害統計、安全衛生用語、安全衛生ビデオなどの情報は...

職場のあんぜんサイト

検索

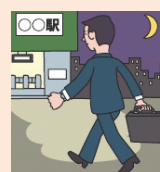


平成 28 年度の全国労働衛生週間は「健康職場 つくる まもるは みんなが主役」をスローガンに、9 月 1 日から 9 月 30 日までを準備期間として、10 月 1 日から 10 月 7 日までを本週間として実施されます。この全国労働衛生週間を契機として、それぞれの職場で労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図りましょう。

◇ 準備期間中に実施する事項 ◇

※123は重点事項

- 平成 27 年 12 月 1 日に施行された改正労働安全衛生法に基づく、ストレスチェック制度の確実な実施
- 平成 28 年 6 月 1 日に施行された改正労働安全衛生法に基づく、一定の危険・有害な化学物質 (SDS 交付義務対象物質) に関するリスクアセスメントの着実な実施
- 平成 27 年 6 月 1 日に施行された改正労働安全衛生法を踏まえた、職場における受動喫煙防止対策の推進
- 疾病を抱える労働者の治療と職業生活の両立支援対策の推進
- 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進
- 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
- 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進
- 溶剤、薬品等による薬傷・やけど等の防止
- 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立を始めとした労働衛生管理活動の活性化
- 作業環境管理の推進
- 作業管理の推進
- 健康管理の推進
- 労働衛生教育の推進
- 心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施
- 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進
- 労働者の治療と職業生活の両立等の支援に係る取組の促進
- 職場における感染症 (ウイルス性肝炎、HIV、風しん等) に関する理解と取組の促進
- 粉じん障害防止対策の徹底
- 熱中症予防対策の徹底
- 電離放射線障害防止対策の徹底
- 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底
- 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底
- VDT 作業における労働衛生管理のためのガイドラインによる VDT 作業における労働衛生管理対策の推進
- 化学物質中毒対策等の徹底
- 石棉障害予防対策の徹底
- 酸素欠乏症等の防止対策の推進
- 平成 28 年熊本地震に関連する労働衛生対策の推進



◇ 全国労働衛生週間に実施する事項 ◇

- 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施



主 唱 宮 崎 労 働 局
宮 崎 労 働 基 準 監 督 署
延 岡 労 働 基 準 監 督 署
都 城 労 働 基 準 監 督 署
日 南 労 働 基 準 監 督 署

協 賛 (公社)宮崎労働基準協会
建設業労働災害防止協会宮崎県支部
林業・木材製造業労働災害防止協会宮崎県支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮崎県支部
(公社)建設荷役車両安全技術協会宮崎県支部
宮崎産業保健総合支援センター

〔熱中症の予防対策をお願いします〕



宮 崎 県 産 業 安 全 衛 生 大 会

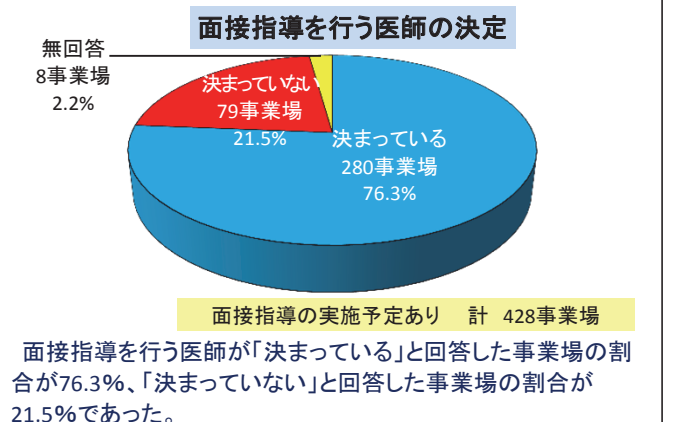
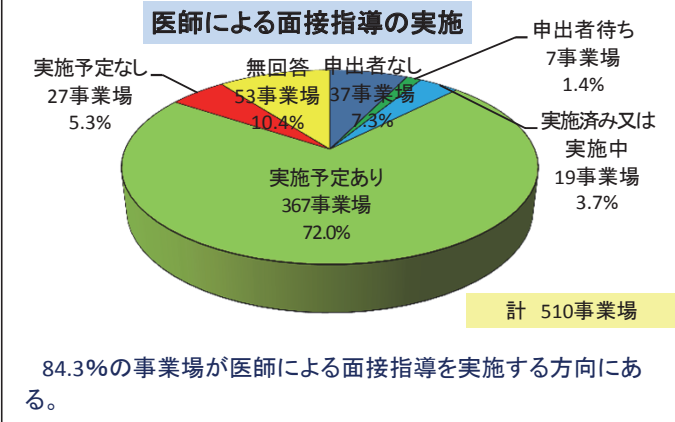
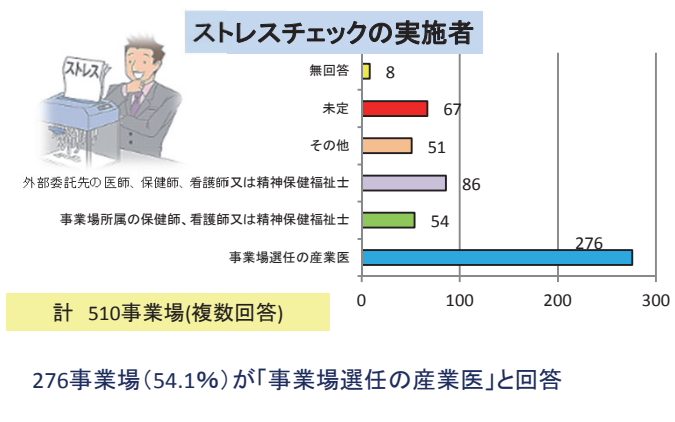
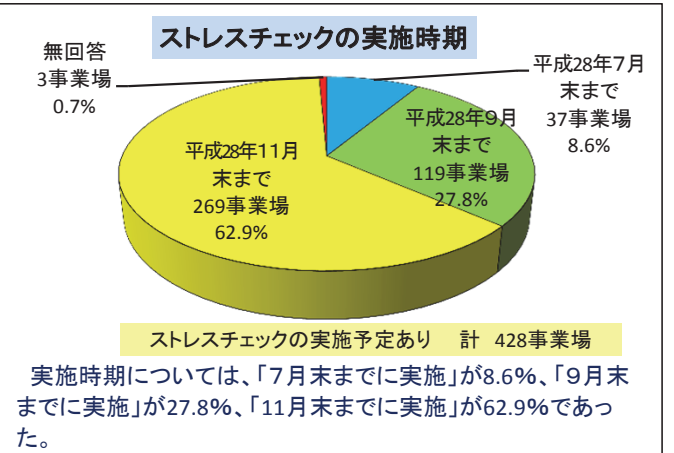
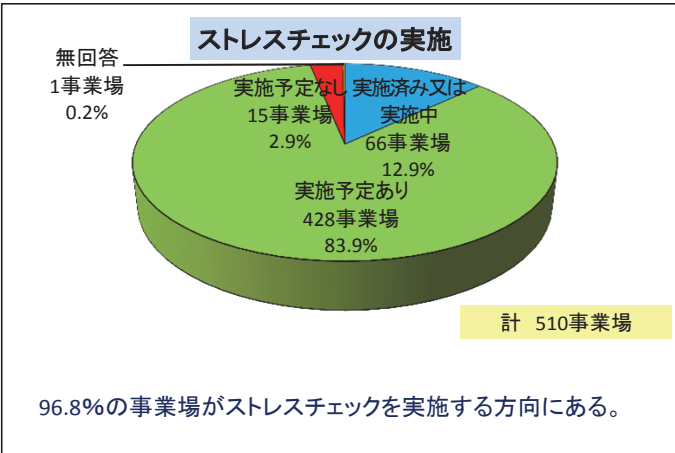
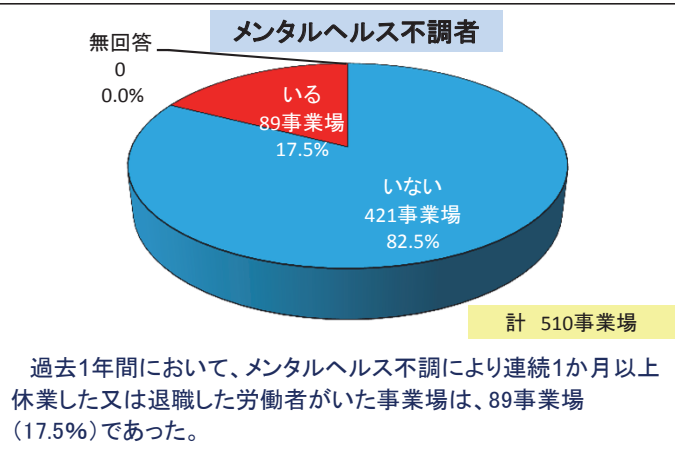
と き 平成 28 年 11 月 11 日 (金) 13 時～
と ころ 宮崎市佐土原町総合文化センター

全 国 産 業 安 全 衛 生 大 会

と き 平成 28 年 10 月 19 日 (水) ～21 日 (金)
と ころ 宮城県仙台市 (仙台市体育館ほか)

宮崎県内におけるストレスチェックの実施状況等（詳細は宮崎労働局ホームページに掲載）

宮崎労働局では、メンタルヘルス対策の取組状況を把握するため、平成28年5月に、県内の労働者50人から99人までの574事業場に対し、「ストレスチェック制度の実施に関する自主点検票」による通信調査を行ったところ、514事業場から回答があり、このうち、事業場廃止等を除く有効回答510事業場について分析を実施した。



第二次宮崎労働局メンタルヘルス 対策推進計画

現状と課題

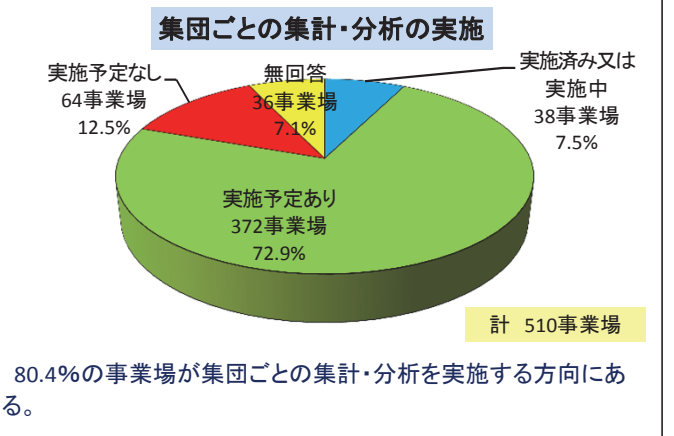
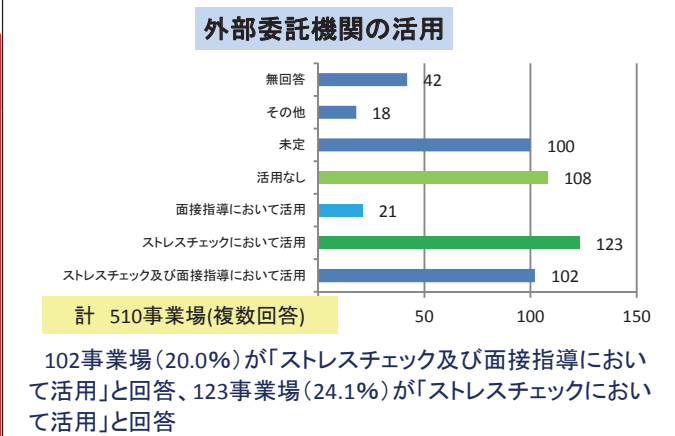
■ 第一次宮崎労働局メンタルヘルス対策推進計画（平成25～26年度）に基づく対策推進の結果、労働者数100人以上の事業場（県内約400事業場）における取組状況は、「職場におけるメンタルヘルス問題に関心を持ち、何らかの取組を行っている事業場」の割合が、**88%**（平成26年5月実施「メンタルヘルス対策自主点検」結果）でした。

■ 今後の課題として、労働者数100人未満の事業場に対する同取組は十分とは言えない状況にあります。

■ また、平成26年6月25日公布の改正労働安全衛生法により、平成27年12月1日からは、事業場規模50人以上の事業場で義務となるストレスチェック（労働者の心理的な負担の程度を把握するための医師又は保健師等による検査）が適正に実施されることが求められます。

計画の期間

平成27年度 から 平成29年度 までの 3か年



計画の目標

- ◆ ストレスチェックの実施について、集団指導・個別指導等あらゆる機会に周知・啓発を図り、事業場における定着を図る。
- ◆ 平成29年度末までに、労働者数50人以上の事業場において、ストレスチェックを実施しメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を90%以上とする。

ストレスチェック制度導入のためのサポート

ストレスチェック制度 サポートダイヤル

電話番号：全国統一ナビダイヤル 0570-031050
※通話料金がかかります。
開設時間：平日10時～17時

個別訪問支援

メンタルヘルス対策の専門家が、直接事務所を訪問し、ストレスチェック制度導入について、各事業場の状況にあった具体的なアドバイスをします。

ストレスチェック制度 実施のための研修

宮崎産業保健総合支援センターで、①産業医等の実施者向け、②制度担当者向け、③事業者向け、の3種類の研修を随時開催しています。

お問い合わせ先

宮崎産業保健総合支援センター
TEL 0985-62-2511

宮崎労働局ホームページ

ストレスチェック制度に関する情報サイト
<http://miyazaki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

厚生労働省ホームページ

《こころの耳》
<http://kokoro.mhlw.go.jp>

産業保健活動総合支援事業

宮崎産業保健総合支援センターのサービス内容

事業者や産業保健スタッフなどを対象に、専門的な相談への対応や研修などを行います。

- ☆ 産業保健関係者に対する専門的研修等
- ☆ 産業保健関係者からの専門的な相談への対応
- ☆ メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援
- ☆ 治療と職業生活の両立支援
- ☆ 産業保健に関する情報提供・広報啓発
- ☆ 事業者・労働者に対する啓発セミナー

宮崎産業保健総合支援センター
宮崎市広島1-18-7 大同生命宮崎ビル6F
TEL 0985-62-2511
FAX 0985-62-2522

地域産業保健センターのサービス内容（労働者50名未満の事業場を対象）

- ☆ 労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談
- ☆ 健康診断の結果についての医師からの意見聴取
- ☆ 長時間労働者及びストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導
- ☆ 個別訪問指導による産業保健指導の実施

宮崎県中部地域産業保健センター

宮崎市大坪西1-2-3（宮崎市郡医師会内）
TEL 0985-50-8330

宮崎県北地域産業保健センター

延岡市出北6丁目1621（延岡市医師会内）
TEL 0982-26-6901

宮崎県都城・西諸地域産業保健センター

都城市姫城町9-3（都城市北諸郡医師会内）
TEL 0986-22-0754

宮崎県南那珂地域産業保健センター

日南市上平野町1-1-17（南那珂医師会内）
TEL 0987-23-2951

